

指定管理者の評価結果について（令和4年度）

1 指定概要

(1) 施設概要

施設名：津島市文化会館

所在地：津島市藤浪町3丁目89番地10

設置年：平成9年

設置目的：市民の文化と体育の向上を図ること。

施設内容：構造：鉄筋コンクリート造一部鉄骨造

敷地面積：13,795.23 m<sup>2</sup>

延床面積：8,463.89 m<sup>2</sup>

収容人員：1,217人（大ホール）、240人（小ホール）

主な設備：大ホール、小ホール、練習室、研修室、会議室、和室、  
視聴覚室、楽屋

(2) 指定管理者の概要

指定管理者：津島市文化会館指定管理者共同事業体

代表団体 昭建建物管理株式会社津島営業所  
津島市城山町2丁目126番地2

構成団体 株式会社ピーアンドピー  
豊川市豊が丘町198番地1

KATAOKAトレーディング株式会社津島支社  
津島市片岡町60番地

指定管理者概要：津島市文化会館の指定管理者業務を実施するために結成した  
共同体で、建築物の維持管理、舞台の保守・舞台装置の操作、  
施設運営等の各団体の得意分野を生かし、指定管理者業務を  
実施する。

(3) 指定管理業務の範囲

- ① 施設の運営に関する業務
- ② 施設の管理に関する業務
- ③ その他の業務

(4) 指定期間

令和4年4月1日～令和9年3月31日

## 2 評価結果

### (1) 評価基準

<p>I 適正な管理の確保に関する取り組み</p> <p>(1) 管理の実施状況</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・施設の維持管理が適切に行われているか。</li><li>・施設の管理にあたる人員配置が合理的であったか。</li><li>・個人情報を保護するための対策が十分であったか。</li></ul> <p>(2) 安全対策、危機管理体制など</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・事故防止などの安全対策や事故発生時の危機管理体制は十分であったか。</li><li>・防犯、防災対策や非常災害時の対応などが十分であったか。</li></ul>
<p>II 市民の平等利用、サービス向上、利用促進等に関する取り組み</p> <p>(1) 施設の利用促進など</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・目標の利用者数をクリアしたか。</li><li>・施設の利用者の増加や利便性を高めるための取組みがなされ、十分なサービスが提供されたか。</li></ul> <p>(2) 市民の平等利用、サービスの質の維持・向上</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・利用者の意見を反映させる取組みが行われたか。</li><li>・利用者が公平に、平等に利用できるよう配慮されたか。</li><li>・サービスの質を維持・向上を図る具体的な取組みがなされ、効果があったか。</li></ul>
<p>III 管理経費の安定や低減に関する取り組み</p> <p>(1) 指定管理に係る費用（＝管理コスト）</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・協定で定めた費用で施設の管理が効率的になされたか。</li><li>・施設の管理に係る収支の内容に不適切な点はないか。</li></ul> <p>(2) 収入の増加や経費の低減に向けた創意工夫</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・施設の管理に係る収支の内容に不適切な点はないか。</li><li>・再委託をした業者は、適切な水準で行われたか。</li></ul>
<p>IV 施設の設置目的の達成に関する取組み</p> <p>(1) 施設の設置目的の達成状況</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・施設の設置目的に沿った活用がなされているか。</li><li>・施設の設置目的を達成するための取組みがなされ、効果があったか。</li></ul> <p>(2) 提案内容の達成状況</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・事業計画書での主な目標項目について、達成状況はどうか。</li></ul>

## (2) 評価結果

評価項目	令和4年度の状況	評点
I 適正な管理の確保に関する取組み (1) 管理の実施状況 (2) 安全対策、危機管理体制など	効率的に人員を配置し、新型コロナウイルス感染症に伴う感染防止対策・危機対応に対応した適正な管理を実施した。老朽化を前提とした施設・設備の維持管理を行い、支障なく運用することができた。	2点/3点
II 市民の平等利用、サービス向上、利用促進等に関する取組み (1) 施設の利用促進など (2) 市民の平等利用、サービスの質の維持・向上	新型コロナウイルス感染症による市民の行動抑制傾向や施設の利用制限により、コロナ禍前の稼働率・利用者数までには回復していない。利用者評価では、感染防止対策や職員の対応について高評価を得たほか、利用者のニーズ・要望を適時に把握し、迅速に対応できた。	2点/3点
III 管理経費の安定や低減に関する取組み (1) 指定管理に係る費用(=管理コスト) (2) 収入の増加や経費の低減に向けた創意工夫	利用者の増加により前年度より利用料金収入が増加したが、コロナ禍前の実績までは回復していない。光熱水費の高騰が大きく影響し、支出超過となったが、一層の省エネ対応や事業の先送り等の支出抑制のほか、補填収入を確保するなど、管理コストの抑制に努めた。	2点/3点
IV 施設の設置目的の達成に関する取組み (1) 施設の設置目的の達成状況 (2) 提案内容の達成状況	市民の文化と体育の向上の場の提供として、施設を取り巻く地域団体や関係団体との協働により、利用の回復、利用者の確保やサービスの質・利便の向上に取り組んだ。自主事業として、文化教室を開催したほか、イルミネーションを実施し、施設の認知向上に努めた。	2点/3点
合 計		8点/12点
総 合 評 価		A

[評価の理由]

I 適正な管理の確保に関する取組み

- ・新型コロナウイルス感染症を踏まえ、利用状況に応じた人員配置を行い、円滑かつ効率的な運営を行うことができた。
- ・新型コロナウイルス感染症による影響が残る中、貸館施設として必要な機能を維持しつつ、老朽化が進む施設・設備の状況に応じ、的確な対応及び施設の管理が行われた。
- ・設備の維持は、計画どおり実施され、常駐設備員による日常点検・自主点検で不具合の早期発見・迅速対応を行い、施設の安全確保が図られた。なお、施設・設備の修繕については、市と連携を図りつつも、原材料費の高騰、資材の納期の長期化等により、一部の修繕に遅れが生じた。

II 市民の平等利用、サービス向上、利用促進等に関する取組み

- ・新型コロナウイルス感染症対応として市からの要請に応じて、利用時間の短縮やホールにおける利用人数の制限を行ったほか、感染拡大対策として、施設出入口での利用者の検温、手指消毒の徹底等を行うとともに、施設利用者に感染症対策への協力を要請するなど、施設利用における安全確保を最優先に運営が行われた。
- ・事業計画では、コロナ禍前の施設利用水準に回復させることを最優先課題としたが、市民の行動抑制傾向や施設の利用制限がある中で、前年度と比べ、利用者数 23.2%増、施設稼働率 2.8%増となった。
- ・施設稼働率は、令和元年度に近い状態まで回復の傾向がみられるが、利用 1 件当たりの利用者数が伸び悩んでおり、施設の利用ニーズに変化が生じている可能性がある。新型コロナウイルス感染症の影響で、新たな利用の掘り起こしや利用ニーズの把握といった利用の促進につながる事業が未実施となっており、次年度以降、早期の取組が求められる。
- ・利用者アンケートでは、接客・サービスの評価が高く、利用者からの要望に対して迅速かつ最大限の対応を行っており、利用者にとって使い勝手の良い施設となっている。

III 管理経費の安定や低減に関する取組み

- ・利用の回復に応じて、利用料金収入は、前年度比 108.2%となったが、コロナ禍前の状況には届いていない。
- ・利用料金収入の増加の一方で、光熱水費の高騰による支出の増加が大きく影響し、一層の省エネや事業の先送り等で可能な限りの支出の抑制を図ったほか、市からの支援金等の収入を確保したが、支出超過となった。

#### IV 施設の設置目的の達成に関する取組み

- ・市民の文化と体育の向上に向け、貸館利用の促進を目指したが、新型コロナウイルス感染症の影響が減少してきたとはいえ、利用が回復せず、困難な運営環境にあった。事業計画に掲げた地域に親しまれる施設として、バックヤードツアー等新たな取組を実施したほか、文化教室の自主事業も継続実施したが、コロナ禍後の施設利用の回復を図るためには、新たな利用ニーズの把握とこれに対するサービス提供のあり方を検討する必要がある。
- ・こうした中でも、的確に施設・設備の維持管理が行われ、安心・安全な施設の実現に努めたほか、新型コロナウイルス感染症に対応した施設運営を模索しており、地域団体や関係団体との協働・連携によるパートナーシップを基にした施設利用の回復が期待できる。

#### 【評 点】

- 3点：計画された業務水準を大きく上回る成果があり、特に優れていたもの
- 2点：計画された業務水準を概ね達成したもの
- 1点：再三の指導や是正勧告の結果、計画された業務水準を概ね達成したもの
- 0点：計画された業務水準を達成できなかったもの

#### 【総合評価】

- S：目標や計画を大きく上回る成果があり、特に優れていた。  
（「1点」以下の項目がなく、かつ、合計得点が全体の85%以上）
- A：目標や計画どおりの成果があり、適正な管理が行われた。  
（「0点」の項目がなく、かつ、合計得点が全体の60%以上85%未満）
- B：目標や計画を下回る点があり、さらなる努力が必要である。  
（「0点」の項目がなく、かつ、合計得点が全体の30%以上60%未満）
- C：管理運営に適切でない点があり、改善すべきである。  
（「0点」が1項目以上ある、または、合計得点が全体の30%未満）